

平成30年2月15日
(2018年)

西宮市政記者クラブ 各位

西宮市教育委員会 教育総括室長

職員の処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告します。

(1) 事件の概要

西宮市内の施設駐車場において、平成28年11月頃から平成29年9月の間、複数回に渡り駐車車両に傘で傷をつけるという器物損壊を行った。

被害届を受理した警察の捜査の結果、任意で事情聴取を受けた平成29年9月23日に事実を認めたことにより、次の懲戒処分を行うこととしたものである。

(2) 対象職員及び処分内容

所 属	職 名	処分日	処分内容	処 分 理 由
市立学校	チーフ調理員 (56歳)	H.30.2.15	停 職 20日	地方公務員法第29条(懲戒) 同法33条(信用失墜行為の禁止)

問合せ：教育人事課長 澤田 幸夫 (TEL 35-3899)